

ENEOS太陽光買取サービス重要事項説明書 兼 買取条件説明書

- 本書は、ENEOS Power株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまから太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（商品名「ENEOS太陽光買取サービス」、本書では以下「買取サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- 買取サービスのお申し込みにあたっては本書をよくお読み下さい。契約内容をご理解、ご承諾いただき、また「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）および「個人情報の取り扱いについて」に記載の事項についてもご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申し込みいただけますようお願いいたします。

1 買取サービスのお申し込みについて

- インターネットまたは所定のお申込書によりお申し込みいただけます。
 - お客さまには、買取サービスのお申し込みの際、系統連系受電契約^{※1}に基づく一般送配電事業者に対する系統連系受電サービス料金^{※2}の支払いについて同意いただきます。
 - 2024年3月31日以前に当社と買取サービスを開始しているお客さまについては、発電量調整供給契約^{※3}にもとづく当社の地位のうち、系統連系受電契約にもとづく当社の地位をお客さまに承継することについて同意いただきます。
- ※1：一般送配電事業者が系統連系受電サービス料金の支払いを請求するにあたり、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者を代理してお客さまとの間で締結する契約
- ※2：発電側課金制度にもとづきお客さまが負担する送配電設備の維持・拡充に必要な費用。
- ※3：託送供給等約款に定める発電量調整供給を行うにあたり、一般送配電事業者と当社との間で締結する契約

2 買取開始日

- 買取開始日は、原則として「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了日（以下「FIT満了日」といいます。）以降の検針日といたします。
- 当社は、お客さまからの買取サービスの申込みを承諾した時には、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経た後、FIT満了日の翌日以降に速やかに買取を開始いたします。

3 買取単価（単価はすべて税込みとなります。）

本年3月の検針日から翌年3月の検針日まで適用される買取単価です。
〔凡例〕キロワット時＝kWh（以後同じ）

エリア	対象となる地域	単価
北海道	北海道	11円/kWh
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	11円/kWh
関東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	11円/kWh
中部	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県	10円/kWh
北陸	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部	10円/kWh
関西	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除きます。）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）および岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）	10円/kWh
中国	鳥取県、島根県（隠岐諸島（島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島）を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県（赤穂市福浦）、香川県（小豆郡、香川郡直島町）、愛媛県（越智郡、今治市の一部（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前））	10円/kWh
四国	徳島県、高知県、香川県（中国電力の供給エリアを除きます。）および愛媛県（中国電力の供給エリアを除きます。）	10円/kWh
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県	7.5円/kWh

- 翌年度から適用される買取単価が当年度の買取単価と同一である場合は、自動的に1年更新されるものといたします。

- 当社が買取単価を変更する場合は、その効力発生日を定めたうえで、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにあらかじめお知らせいたします。
- ※沖縄県と離島は除きます。

4 受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- 受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。
- 買取サービスの開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けれます。

5 買取料金および系統連系受電サービス料金のお支払い方法

- 買取料金は、4月および10月に、当社からお客さまのご指定の預金口座に直前6か月分の買取料金を振り込むことによりお支払いいたします。
- 系統連系受電サービス料金については、一般送配電事業者からの請求にもとづき、指定した金融機関を通じた振込等の方法により、お客さまから一般送配電事業者へ直接お支払いいただけます。詳細（単価、支払い方法等）は、託送供給等約款をご確認ください。

6 お客さまにご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

- お客さまより、電力買取実績の書面による通知をご希望の場合は、その手数料として、発行する書面1通につき、100円（税抜）をお支払いいただけます。当該費用は、買取支払額から控除させていただきます。なお、買取支払額が100円（税抜）に満たない場合は、書面による通知はいたしません。

7 太陽光買取、保安等にもなうお客さまのご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- 引込線、受電用電力量計その他お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡ください。
- お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡ください。
- お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡いただけますようお願いいたします。
- その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。
- 蓄電池、エネファーム等の発電設備からの逆潮流がないようお願いいたします。

8 買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新

- ご契約期間は、買取開始日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。
- ご契約期間満了に先だって買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに買取価格以外、ご契約期間満了日でも有効な買取約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、買取サービスの期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- 買取契約の内容を変更される場合は、事前に問い合わせ先までお知らせいただけますようお願いいたします。

9 買取サービスのご解約等に関する事項

- お客さまが電気の当社による買取をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただけますようお願いいたします。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取サービスを解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客さまにお知らせいたします。
(1)一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社または一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合

- (2)お客さまが、買取約款に基づく債務（系統連系受電契約に基づく系統連系受電サービス料金の不払いその他の義務も含む）を期日までにお支払いいただけなかった場合
- (3)お客さまが、発電設備の更新等について適切なお申し込みをされない場合や適正契約への変更に応じていただけない場合
- (4)お客さまが買取約款または託送供給等約款に違反した場合
- お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客さまの有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約いたします。

10 ご解約等に関するご留意事項

- 買取サービスを解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。
- 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客さまのご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまが期日までに系統連系受電サービス料金をお支払いされなかった場合、系統連系受電契約の解約とともに系統からの解列となる場合があります。
- 系統連系受電契約の解約後に接続された電気は、一般送配電事業者が無償で受電することについてご承諾いただきます。

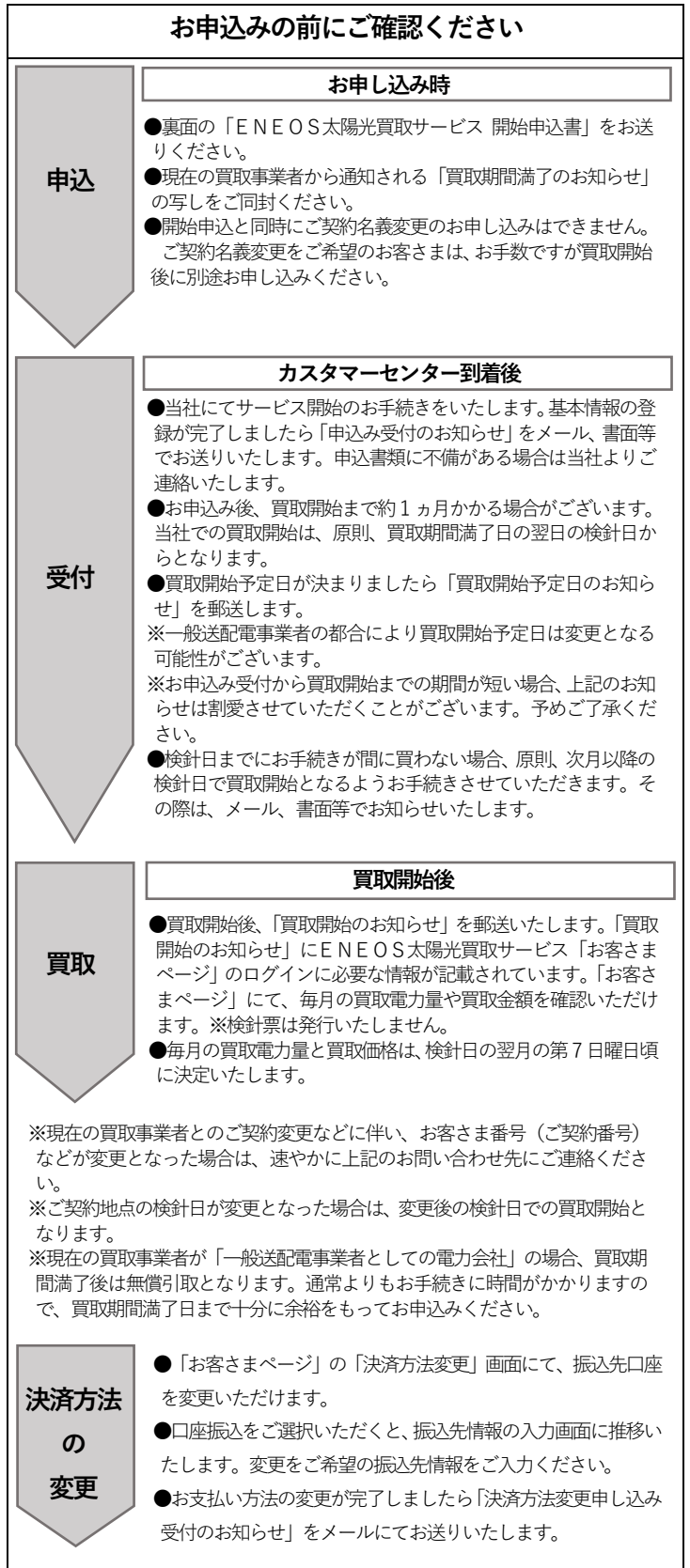
11 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまに係る個人情報を、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより取り扱います。
- 当社の個人情報に対する取り組みについては、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定める事項に従うものといたします。

12 その他

- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 本書に記載のない事項については、買取約款、託送供給等約款およびその他関連する当社の契約によります。これらによりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

以上



小売電気事業者名

ENEOS Power株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
(小売電気事業者登録番号：A0050)

【お問い合わせ先】

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター

☎0120-315-009

受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.eneos.co.jp/solar-kaitori/>

代理店等（電気需給契約の媒介者）

（代理店向け）本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

- 会社名、連絡先（電話番号）、受付時間を必ず記載願います。
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。

2024年4月1日適用